

# 事業概要

令和6年度  
(令和5年度実績)



さいたま市北部・南部児童相談所

令和7年3月31日

## 【はじめに】

本事業概要に掲載されている令和4年度の相談実績については、「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和6年1月26日付こ支虐第23号・政統総発0126第3号）による再集計後の数値です。

# 目 次

## I 児童相談所の概要

1	さいたま市の概要	1
(1)	行政区の人口・児童人口の状況	2
(2)	行政区区域図	2
(3)	沿革	3
2	児童相談所の概要	4
(1)	組織	6
(2)	業務内容	8
①	相談の流れ	8
②	相談の種類	9

## II 令和4年度相談取り扱い状況

1	新規相談受付状況	10
(1)	種類・年齢別相談受付状況	10
(2)	男女別相談受付状況	11
(3)	経路別相談受付状況	11
2	相談対応状況	12
(1)	相談対応状況	12
(2)	児童福祉施設入退所状況	13

## III 令和4年度相談内容別取り扱い状況

1	養護相談（その他）	14
(1)	相談理由別受付状況	14
(2)	相談対応状況	15
2	障害相談	16
(1)	相談理由別受付状況	16
(2)	相談対応状況	17
(3)	療育手帳・各種証明書の発行状況	17
3	非行相談	18
(1)	相談理由別受付状況	18
(2)	相談対応状況	19
4	育成相談	20
(1)	相談理由別受付状況	20
(2)	相談対応状況	20
5	児童虐待の状況	21
(1)	児童虐待内容別受付件数	21

(2) 被虐待児童年齢別受付件数	2 2
(3) 児童虐待経路別受付件数	2 2
(4) 虐待者別件数	2 3
(5) 相談対応状況	2 3

#### IV 里親関連業務

1 里親制度	2 4
(1) 里親認定状況	2 4
(2) 里親委託状況	2 5
(3) 里親支援事業	2 5
(4) 里親会活動状況	2 6

#### V 一時保護業務

1 一時保護実施状況	2 8
(1) 一時保護の状況	2 8
(2) 相談内容別一時保護所保護状況	2 9
(3) 月別入所児童及び退所児童の状況	2 9
(4) 平均保護日数・在所日数の状況	2 9
(5) 一時保護所日課・年間行事	3 0

#### VI その他実施事業・資料

1 その他事業	3 1
(1) 家族支援ケースカンファレンス事業	3 1
(2) ペアレンティング・プログラム事業	3 1
(3) 被害確認面接強化事業	3 3
(4) ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業	3 3
(5) 里親子グループ事業（ぱれっとぼけっと）	3 3
(6) 主任児童委員座談会事業	3 4
(7) 24時間虐待通告電話相談事業	3 4
(8) 児童相談法的対応強化事業	3 5
(9) 実習生受入事業	3 5
(10) 親と子どもの悩み事相談@埼玉	3 5
2 研修実施状況・講師派遣状況	3 6
(1) 研修実施状況	3 6
(2) 講師派遣状況	4 0
3 資料	4 2

# I 児童相談所の概要

## 1 さいたま市の概要

さいたま市は、埼玉県南東部に位置する県庁所在地です。

平成13年5月1日に旧浦和市、旧大宮市、旧与野市の3市合併により誕生し、平成15年4月1日には全国で13番目の政令指定都市へと移行しました。それに伴い、児童福祉法第12条「児童相談所設置」、同法第59条の4「大都市の特例」に基づき、さいたま市児童相談所が設置されました。

また、平成17年4月1日には旧岩槻市との合併を経て、現在10区による区制を施行し、関東圏域を牽引する中核都市として、さらなる発展を目指しています。

本市は、古くは中山道の宿場町として繁栄してきた歴史を持ち、現在は、東北・上越新幹線などJR及び私鉄の各線が乗り入れる交通の結節点として、東日本の交通の要衝地となっております。その利便性の良さからマンションや住宅が増え続け、人口も年々増加しており、県内の行政、経済、文化などの中心地としての役割を果たしております。



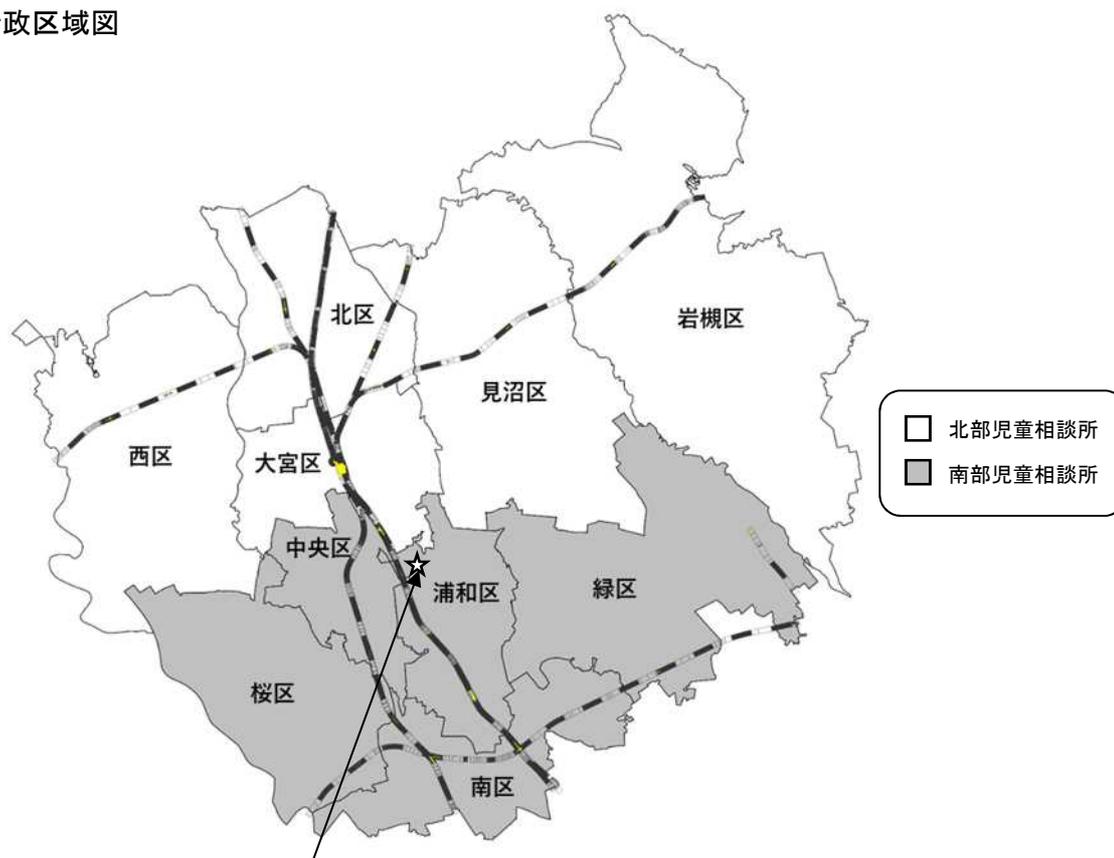
## (1) 行政区の人口・児童人口の状況

さいたま市は、令和6年4月1日現在、総人口1,346,322人のうち児童数206,192人となっております。政令市移行後も人口は年々増加傾向にありますが、児童数については、昨年度の207,134人に比べて若干減少しました。

(令和6年4月1日現在)

	区別	面積(km <sup>2</sup> )	世帯数	人口	児童人口	児童人口比率
北部児童相	西	29.12	44,247	95,346	15,165	15.9%
	北	16.86	72,627	150,330	22,368	14.9%
	大宮	12.80	63,054	125,263	18,409	14.7%
	見沼	30.69	78,379	165,228	24,126	14.6%
	岩槻	49.17	53,764	112,471	15,322	13.6%
	北部合計			312,071	648,638	95,390
南部児童相	中央	8.39	50,683	103,050	14,937	14.5%
	桜	18.64	48,571	96,518	13,015	13.5%
	浦和	11.51	79,921	169,581	27,959	16.5%
	南	13.82	92,974	194,477	30,752	15.8%
	緑	26.44	59,372	134,058	24,139	18.0%
	南部合計			331,521	697,684	110,802
総合計		217.43	643,592	1,346,322	206,192	15.3%

## (2) 行政区区域図



さいたま市北部児童相談所・南部児童相談所

〒330-0071さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター(愛称:あいぱれっと)4階

TEL 048-711-3917(北部) 048-711-2489(南部) / FAX 048-711-8904(共通)

(3) 沿革

平成15年4月	政令市移行に伴い、さいたま市児童相談所開設。管轄区はさいたま市全域。 (西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区) (住所：さいたま市中央区下落合5-6-11 中央区役所別館1階)
平成17年4月	旧岩槻市と合併により、管轄区に岩槻区が追加となる。
平成22年4月	家族支援担当(現：企画調整係)配置、里親担当(現：里親推進係)配置。
平成24年4月	常勤の児童精神科医師が配置される。 埼玉県警察本部からの出向職員が配置される。
平成27年4月	保健師が配置される。
平成30年2月	事務所を中央区役所別館1階から子ども家庭総合センター(愛称：あいぱれっと)4階に移転する。 (住所：さいたま市浦和区上木崎4-4-10)
平成30年4月	弁護士との顧問選任契約を締結する。
令和2年4月	組織体制を下記のとおり2か所に変更。(事務所の移転は無) さいたま市北部児童相談所(管轄区：西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区) さいたま市南部児童相談所(管轄区：中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)
令和3年4月	南部児童相談所に、初期介入機能を担う係を設置。
令和3年7月	埼玉県LINE相談「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」に参加する。
令和4年3月	一時保護所で第三者評価を受審する。
令和4年4月	・北部児童相談所に、初期介入機能を担う係を設置。 ・埼玉県警察本部からの出向職員が2名に増員される。
令和5年4月	北部児童相談所、南部児童相談所共に心理相談係を2係体制とする。
令和6年4月	一時保護所にて意見表明等支援事業を開始。

## 2 児童相談所の概要

### 児童相談所の設置

児童相談所は、その任務、性格に鑑み、都道府県（政令指定都市を含む）に設置義務が課されている児童福祉法に基づく児童福祉の専門行政機関です。また、児童相談所の運営及び活動についてはこども家庭庁より定められる児童相談所運営指針に基づいて行われています。

### 児童相談所の設置目的

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。

#### 児童相談所の機能（児童相談所運営指針より一部抜粋）

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

② 相談機能

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行う機能

③ 一時保護機能

必要に応じてこどもを家庭から離して一時保護する機能

④ 措置機能

こども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該こども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは指定発達支援医療機関に入所させ、若しくは委託する等の機能

⑤ 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失（親権喪失等）の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。

その他児童相談所は地域の必要に応じ、こどもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、こどもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

## さいたま市北部・南部児童相談所の主な業務

さいたま市北部・南部児童相談所では、相談援助活動の理念を実現するために、児童相談所運営指針で定められる機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていくために、次の業務を担っています。

### こどもの福祉に係る相談及び調査並びに判定及び指導に関すること

- ・こどもの福祉に関する家庭その他からの相談に応じます。
- ・こどもに必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行い、調査又は判定に基づき必要な指導を行います。
- ・療育手帳の判定や各種証明書等の発行を行います。

### 児童虐待への対応に関すること

- ・本市各区による児童家庭相談の実施に関して、区役所関係部署との相互間の連絡・調整、情報の提供その他必要な援助を行います（要保護児童対策地域協議会に関することも含む）。

### こどもの児童福祉施設等への措置に関すること

- ・家庭での養育が困難な場合又は専門的な治療、指導等が必要な場合に、こどもの状態に応じて適切な施設への措置や里親への委託を行います。

### 家族支援及び家族再統合に関すること

- ・家族再統合に向けて家族が問題点と今後の見通しを十分に理解し、主体的にこどもの安全プランを構築できるように支援を行います。

### 里親の認定及び支援に関すること（※さいたま市全域を南部児童相談所が担当）

- ・里親希望者の申出があった場合に必要な調査や研修を行い、市社会福祉審議会の意見を求めた上で認定・登録を行います。
- ・里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るため、研修、相談、里親の相互交流、里親の一時的な休息のための支援等を行います。

### こどもの一時保護に関すること

- ・緊急にこどもを保護する必要がある場合や、適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に、こどもを家庭から離し一時保護を行います。

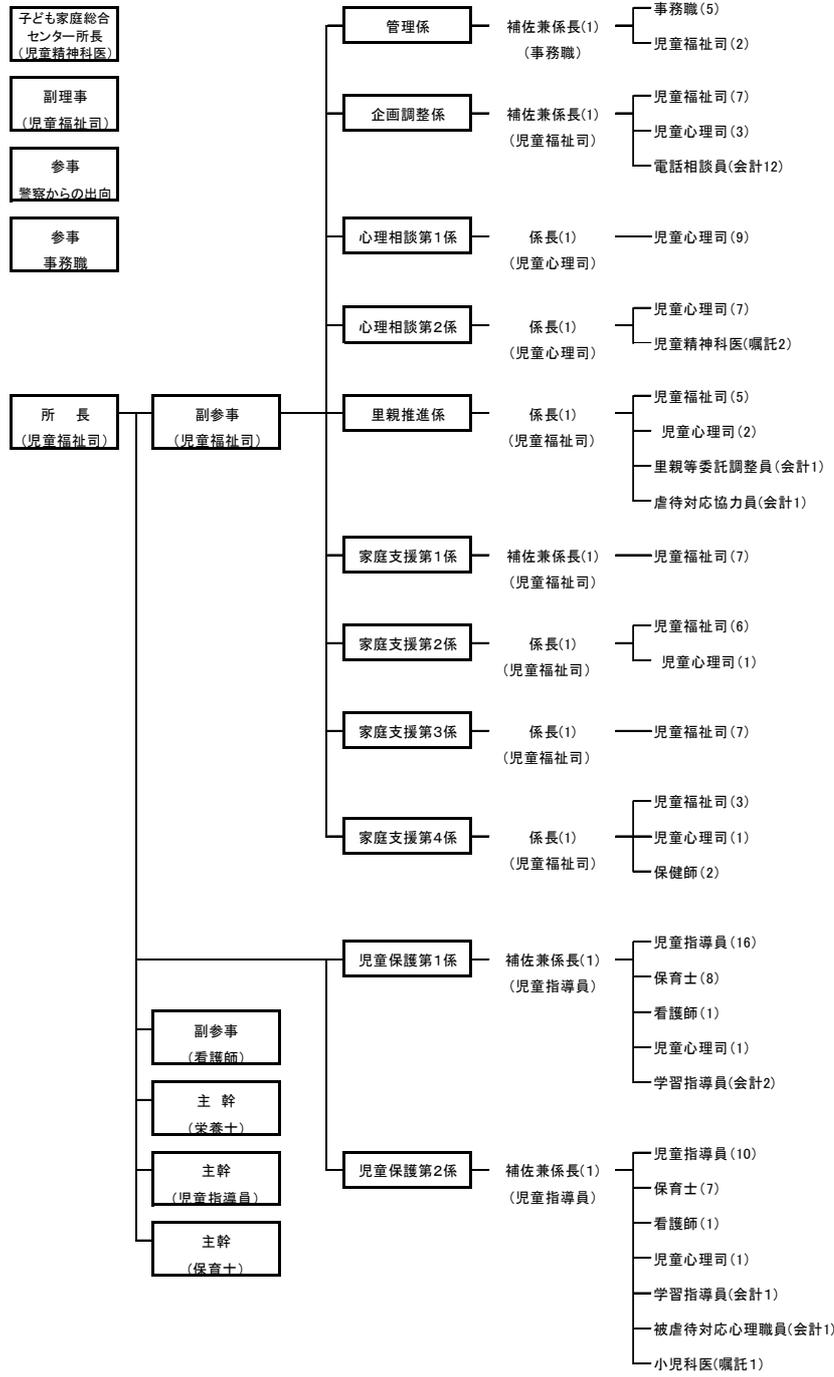
### 措置費の支払及び徴収、並びに給付費の支払いに関すること

- ・児童福祉施設の措置費に関する事務と、障害者総合支援法に規定される業務を行います。

(1) 組織

令和6年4月1日現在

令和6年度 さいたま市南部児童相談所 組織図



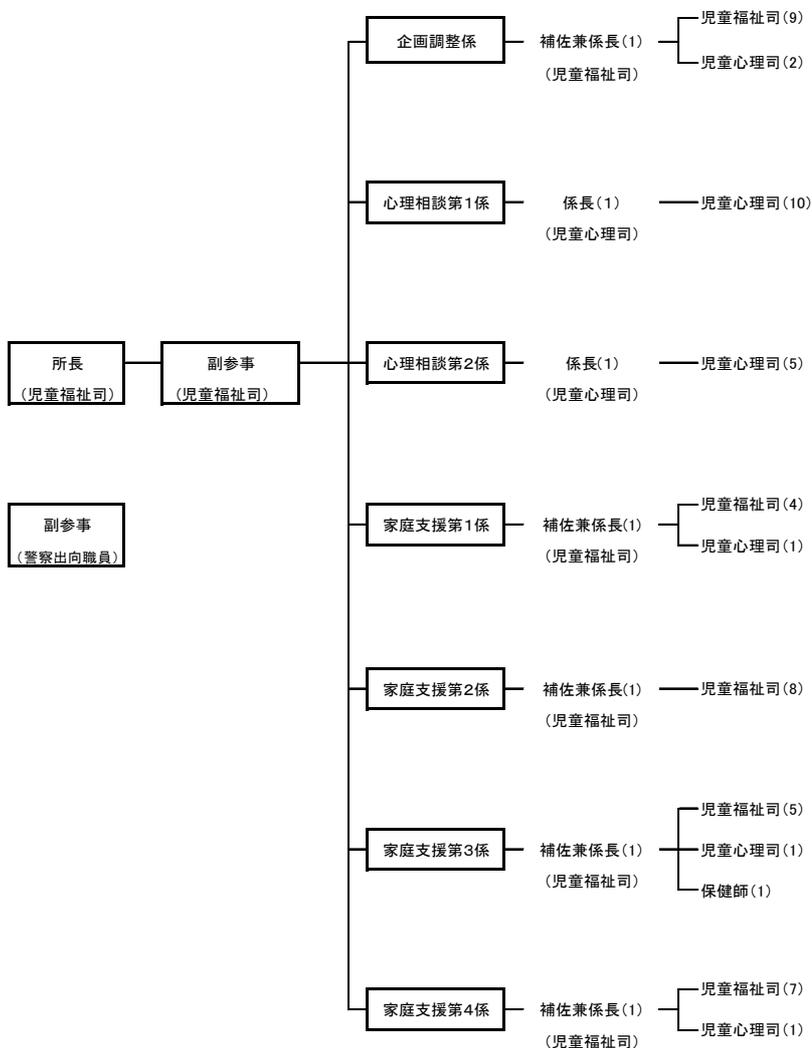
児童精神科医	1	児童指導員	29
*1 副理事	1	保健師	2
参事(警察からの出向)	1	看護師	3
参事(事務職)	1	保育士	16
*2 所長	1	事務職	6
児童福祉司	46	栄養士	1
児童心理司	27		

常勤職員133人

\*1副理事、\*2所長は児童福祉司にも計上する  
会計は会計年度任用職員を指す

※担当地区 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

令和6年度 さいたま市北部児童相談所 組織図

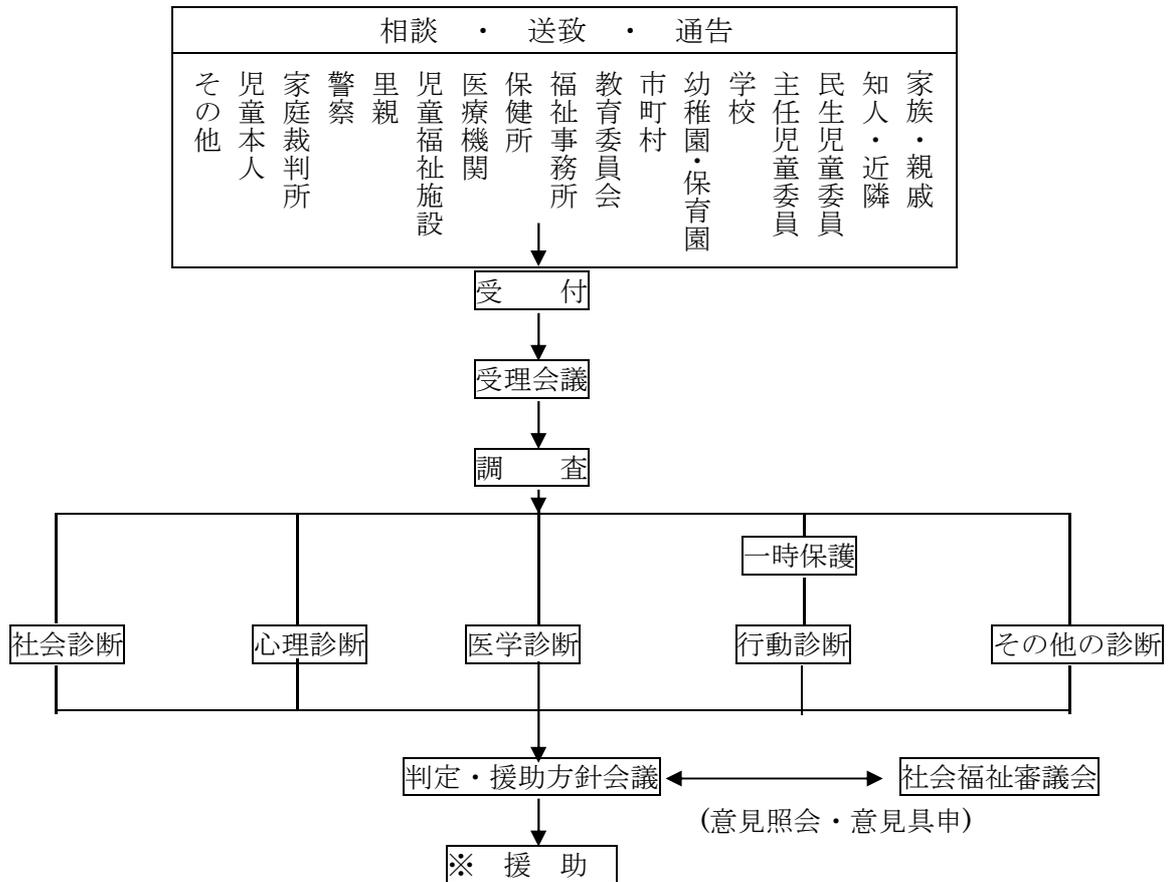


*1 所長	1		
副参事(警察からの出向)	1		
児童福祉司	40		
児童心理司	22		
保健師	1		
常勤職員64人			
*1所長は児童福祉司にも計上する			

※担当地区 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区

(2) 業務内容

① 相談の流れ



※援助の内容

1 在宅 指導 等	(1) 措置によらない指導	ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん
	(2) 措置による指導	ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ 市町村指導 エ 児童家庭支援センター指導 オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 キ 指導の委託
	(3) 訓戒、誓約措置	
2 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託		
3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置		
4 児童自立生活援助の実施		
5 市町村への事案送致・福祉事務所送致等		
6 家庭裁判所送致		
7 家庭裁判所への家事審判の申立て		

② 相談の種類

相談の種類		内 容
養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト）：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅延を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

## Ⅱ 令和5年度相談取り扱い状況

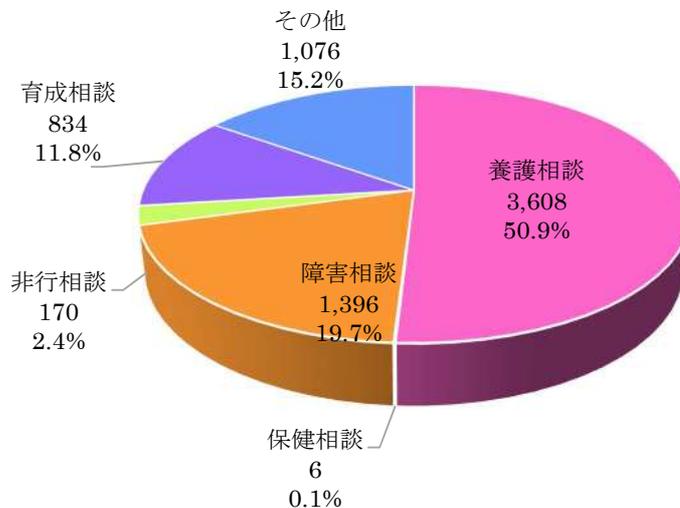
# 1 新規相談受付状況

児童相談所では、こどもに関する各種相談を幅広く受け付けています。この項では、新規相談受付状況について集計しています。

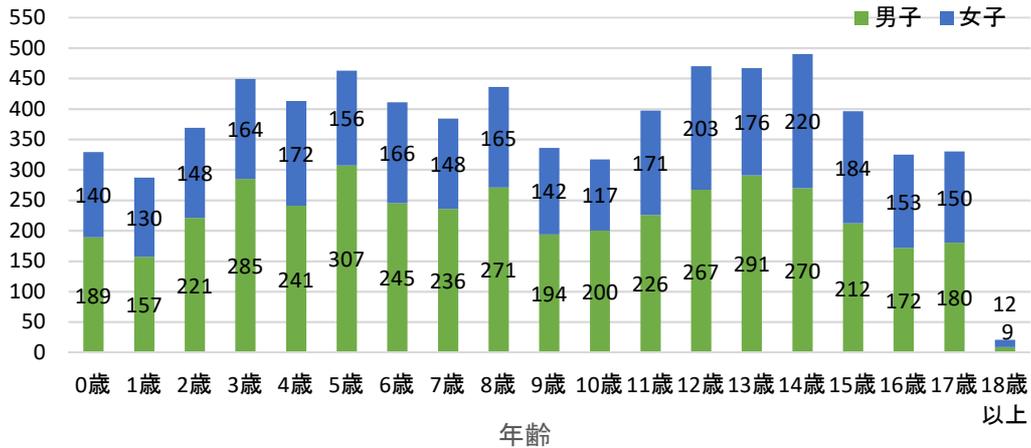
## (1) 種類・年齢別相談受付状況

年齢	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他	合計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
0歳	144	74	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	104	329
1歳	180	27	0	0	0	3	2	11	1	0	0	1	0	0	2	60	287
2歳	209	31	0	0	0	0	4	52	1	0	0	0	0	0	6	66	369
3歳	227	28	0	0	0	0	3	122	1	0	0	2	0	0	10	56	449
4歳	207	31	0	0	0	0	0	108	1	0	0	3	0	0	12	51	413
5歳	192	24	0	0	0	0	8	166	1	0	0	11	0	0	7	54	463
6歳	215	24	1	0	0	0	0	78	1	0	0	21	3	0	6	62	411
7歳	196	30	0	0	0	0	0	85	1	0	0	26	2	1	2	41	384
8歳	196	32	0	0	0	0	1	102	1	1	1	32	3	0	1	66	436
9歳	183	19	0	2	0	0	0	36	1	1	2	37	2	1	0	52	336
10歳	164	20	0	0	0	0	0	34	0	3	3	42	2	0	0	49	317
11歳	180	26	0	0	0	0	0	67	0	10	5	46	7	0	2	54	397
12歳	175	29	0	0	0	0	0	94	0	16	7	89	7	0	1	52	470
13歳	156	27	0	0	1	0	0	100	0	12	16	88	9	0	0	58	467
14歳	157	26	0	0	0	0	0	84	1	17	12	126	5	0	2	60	490
15歳	129	24	1	1	0	0	0	69	0	23	0	72	10	2	0	65	396
16歳	109	13	0	0	0	0	0	69	0	20	0	68	1	0	0	45	325
17歳	84	18	1	0	0	0	1	79	1	19	2	59	4	0	0	62	330
18歳以上	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	21
合計	3,103	505	6	3	1	3	20	1,358	11	122	48	723	55	4	52	1,076	7,090
構成比	43.8%	7.1%	0.1%	0.0%	0%	0.0%	0.3%	19.2%	0.2%	1.7%	0.7%	10.2%	0.8%	0.1%	0.7%	15.2%	100%
前年度	3,320	422	11	3	0	1	32	1,343	10	112	26	693	64	1	88	777	6,903
増減	-217	83	-5	0	1	2	-12	15	1	10	22	30	-9	3	-36	299	187

相談内容別受付件数・構成比



### 年齢別相談受付件数



### (2) 男女別相談受付状況

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談			その他	合計	構成比	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性				話しつけ
男子	1,650	300	3	1	1	2	11	953	8	50	39	467	27	3	30	628	4,173	58.9%
女子	1,453	205	3	2	0	1	9	405	3	72	9	256	28	1	22	448	2,917	41.1%
合計	3,103	505	6	3	1	3	20	1,358	11	122	48	723	55	4	52	1,076	7,090	100.0%

### (3) 経路別相談受付状況

区分	県市町村			児童福祉施設	センター	児童家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療		学校等		里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	児童相談所	福祉事務所	その他							保健所	医療機関	学校	教育委員会							
男子	254	899	123	74	0	0	1,274	2	1	34	218	7	2	1	895	256	54	79	4,173	
女子	210	403	117	53	0	0	1,087	1	4	25	188	5	1	1	518	213	49	42	2,917	
合計	464	1,302	240	127	0	0	2,361	3	5	59	406	12	3	2	1,413	469	103	121	7,090	
構成比	6.5%	18.4%	3.4%	1.8%	0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.1%	0.8%	5.7%	0.2%	0.0%	0.0%	19.9%	6.6%	1.5%	1.7%	100%	
前年度合計	239	1,257	205	102	1	1	2,478	3	6	91	402	6	4	4	1,401	488	86	129	6,903	
増減	225	45	35	25	-1	-1	-117	0	-1	-32	4	6	-1	-2	12	-19	17	-8	187	

(補足)

児童委員からの相談については、児童福祉法第17条に基づく通告・相談では、県市町村のその他として集計し、同法25条に基づく通告・相談の仲介については、児童委員としてそれぞれ集計しています。

(注) 通告経路の主なものは、次のとおりです。

「県市町村-福祉事務所」・・・各区支援課など

「県市町村-その他」・・・各区保健センターなど

「児童福祉施設」・・・保育園、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児施設など

「学校等-学校」…幼稚園、小学校、中学校、高等学校など

「学校等-教育委員会」…教育委員会、教育相談室など

## 2 相談対応状況

この項では、年度内に対応を行った相談件数について集計しています。

### (1) 相談対応状況

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導等	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所・通所	里親委託	障害児施設利用契約	その他	計	
	助言指導	継続指導	他機関斡旋											
養護	児童虐待	2,433	29	111	159	0	302	0	0	35	29	0	23	3,121
	その他	423	18	10	9	0	0	0	0	16	11	0	17	504
	保健相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
障害相談	肢体不自由	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
	視聴覚障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	言語発達障害等	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	重症心身障害	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	1	23
	知的障害	1,201	1	1	0	0	0	3	0	0	0	1	152	1,359
	発達障害相談	8	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
非行	ぐ犯行為等	92	17	9	4	0	0	0	0	2	1	0	1	126
	触法行為等	25	5	7	5	0	0	0	0	1	0	0	0	43
育成	性格行動	572	119	22	8	0	0	0	0	1	0	0	5	727
	不登校	53	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	59
	適性	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	しつけ	44	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
	その他	761	3	11	6	0	0	1	0	0	0	0	283	1,065
	合計	5,634	202	183	191	0	302	5	0	55	41	12	484	7,109
	構成比	79.3%	2.8%	2.6%	2.7%	0%	4.2%	0.1%	0%	0.8%	0.6%	0.2%	6.8%	100%
	前年度	5,891	187	191	253	0	0	8	2	43	38	7	290	6,910
	増減	-257	15	-8	-62	0	302	-3	-2	12	3	5	194	199

(注) 対応状況の「その他」の主なものは、次のとおりです。

- ・療育手帳の判定結果の照会回答や資料送付
- ・18歳を超える入所施設の措置期間の延長など

#### ※相談対応状況用語説明

##### ①措置に寄らない指導

【助言指導】1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこどもや保護者等に対する指導をいう。

【継続指導】複雑困難な問題を抱えるこどもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

【他機関斡旋】他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、こどもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。

②措置による指導

【児童福祉司指導】複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対しこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。

(2) 児童福祉施設入退所状況

措置入所					
施設種類	区分	4 年 度 末 在 籍 数	5 年 度		5 年 度 末 在 籍 数
			入 所	退 所	
乳児院		25	16	15	26
児童養護施設		118	23	20	121
児童心理治療施設		7	6	5	8
児童自立支援施設		2	2	2	2
自立援助ホーム		8	8	6	10
障害児施設(措置入所)		24	6	6	24
計		184	61	54	191

契約入所					
施設種類	区分	4 年 度 末 在 籍 数	5 年 度		5 年 度 末 在 籍 数
			入 所	退 所	
知的障害児施設		6	1	1	6
自閉症児施設		0	0	0	0
盲児施設		0	0	0	0
ろうあ児施設		1	0	1	0
肢体不自由児施設		1	1	1	1
重症心身障害児施設		19	10	9	20
計		27	12	12	27

(注) いずれも国立を含みます。

(補足)

・施設設置状況としては、乳児院は県内に8カ所、児童養護施設は県内22カ所となっています。市内には、児童養護施設カルテット、ホザナ園、いわつき、いわつき乳児院、さいたま西乳児院や、知的障害児施設久美学園、児童心理治療施設子どもケアホームがあります。

・障害者総合支援法施行に則り、障害児施設については、利用契約と措置の2種類の入所形態がありますが、障害児施設以外の施設については、引き続き措置のみとなっています。

### **Ⅲ 令和5年度相談内容別取り扱い状況**

## 1 養護相談（その他）

養護相談（その他）は、保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、服役等のため家庭での養育が困難になったこどもについての相談です。また、迷子も含まれます。

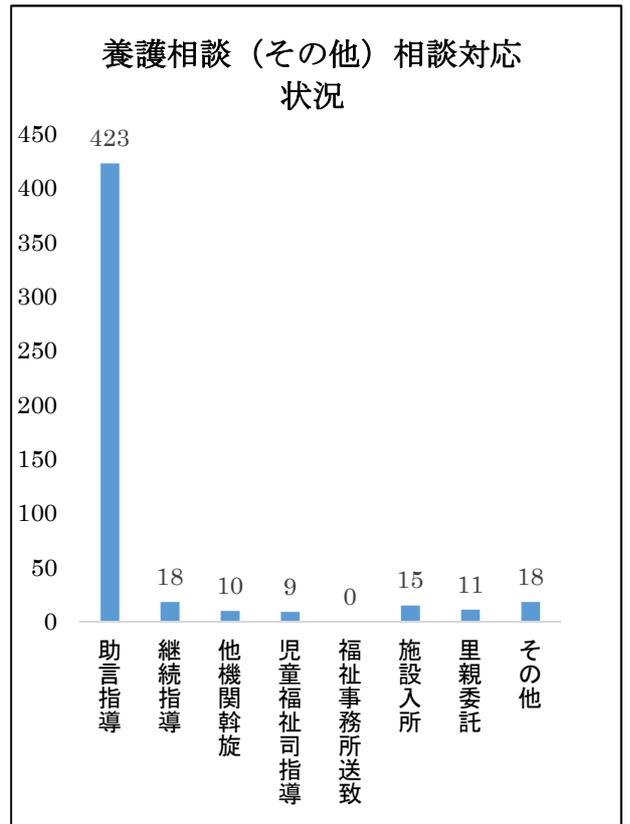
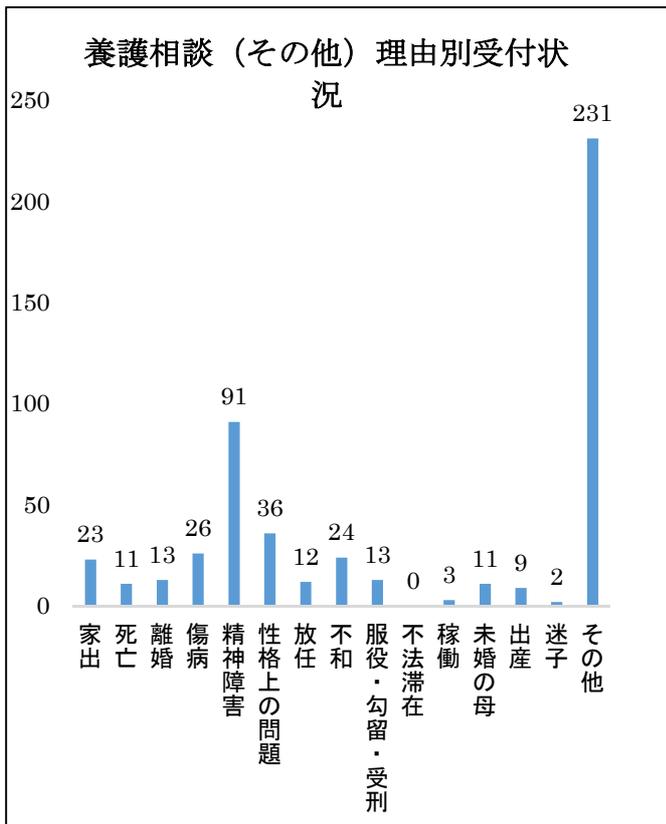
ここでは、養護相談を児童虐待相談と「その他の養護相談」に分けて、後者を「養護相談（その他）」として分類しています。なお、児童虐待相談については別記しています。

### （1）相談理由別受付状況

管轄児相	行政区	家 出	死 亡	離 婚	傷病		家庭環境			そ の 他						合 計	
					傷 病	精 神 障 害	性 格 上 の 問 題	放 任	不 和	服 役 ・ 刑 勾 留 ・ 受 在	不 法 滞 在	稼 働	未 婚 の 母	出 産	迷 子		そ の 他
北部児相	西	-	-	-	1	11	-	2	1	1	-	-	-	1	-	10	27
	北	-	-	5	3	17	-	3	3	2	-	-	-	1	-	28	62
	大宮	-	-	-	-	-	4	2	-	1	-	-	2	1	-	14	24
	見沼	3	2	3	2	7	1	-	4	1	-	-	1	-	-	31	55
	岩槻	4	-	-	-	12	2	-	4	1	-	3	-	-	-	12	38
北部合計		7	2	8	6	47	7	7	12	6	-	3	3	3	-	95	206
南部児相	中央	3	3	1	4	4	2	-	1	-	-	-	2	-	-	14	34
	桜	6	4	-	5	5	2	-	3	-	-	-	3	1	-	29	58
	浦和	2	1	-	3	10	6	-	1	-	-	-	-	-	1	28	52
	南	-	1	-	6	11	4	4	3	5	-	-	2	4	-	25	65
	緑	1	-	-	1	12	5	-	2	-	-	-	1	1	-	30	53
南部合計		12	9	1	19	42	19	4	10	5	-	-	8	6	1	126	262
その他		4	-	4	1	2	10	1	2	2	-	-	-	-	1	10	37
合計		23	11	13	26	91	36	12	24	13	-	3	11	9	2	231	505
構成比		4.6%	2.2%	2.6%	5.1%	18.0%	7.1%	2.4%	4.8%	2.6%	0%	0.6%	2.2%	1.8%	0.4%	45.7%	100%
前年度		11	10	7	40	88	28	1	25	7	12	9	10	9	-	165	422
比較		12	1	6	-14	3	8	11	-1	6	-12	-6	1	-	2	66	83

(2) 相談対応状況

		家 出	死 亡	離 婚	傷病		家庭環境			その他						合 計	
					傷 病	精 神 障 害	性 格 上 の 問 題	放 任	不 和	服 役 ・ 勾 留 ・ 受 刑	不 法 滞 在	稼 働	未 婚 の 母	出 産	迷 子		そ の 他
面接指導	助言指導	20	6	13	21	74	36	12	23	9	5	1	8	8	2	185	423
	継続指導	1	1	-	1	3	1	-	-	2	-	-	-	-	-	9	18
	他機関斡旋	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	-	5	10
児童福祉司指導		-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	1	-	4	9
福祉事務所送致		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設入所		-	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	8	15
里親委託		-	-	1	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	11
その他		1	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	1	-	-	10	18
合計		23	10	14	27	86	37	12	24	14	5	3	10	10	2	227	504
構成比		4.6%	2.0%	2.8%	5.4%	17.1%	7.3%	2.4%	4.8%	2.8%	1%	0.6%	2.0%	2.0%	0.4%	45.0%	100%



## 2 障害相談

障害相談は、肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害・重症心身障害・知的障害・発達障害のあるこどもの施設入所（利用契約）・通所の相談、家庭での療育相談等です。

また、療育手帳に係る判定、特別児童扶養手当認定診断書や諸証明の発行なども含まれます。

障害相談の中では知的障害相談件数が最も多く、そのほとんどが児童の療育手帳の判定、特別児童扶養手当認定診断書の発行等です。

### (1) 相談理由別受付状況

管轄児相	行政区	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	合計
北部児相	西	-	-	-	-	126	-	126
	北	2	1	-	-	168	-	171
	大宮	-	-	-	5	114	2	121
	見沼	-	-	1	1	202	2	206
	岩槻	-	-	-	-	114	-	114
北部合計		2	1	1	6	724	4	738
南部児相	中央	-	-	2	-	87	1	90
	桜	-	-	-	2	120	-	122
	浦和	-	-	-	7	130	3	140
	南	-	-	-	5	157	2	164
	緑	1	-	-	-	137	-	138
南部合計		1	-	2	14	631	6	654
その他		-	-	-	-	3	1	4
合計		3	1	3	20	1,358	11	1,396
構成比		0.2%	0%	0.2%	1.4%	97.3%	0.8%	100%
前年度		3	-	1	32	1,343	10	1,389
比較		-	1	2	-12	15	1	7

## (2) 相談対応状況

療育手帳・特別児童扶養手当認定に関する判定等の助言指導が大半を占めています。

肢体不自由、視聴覚障害、重症心身障害、知的障害相談について、障害者総合支援法の契約による入所・通所者に対して継続指導を行っています。

		肢 体 不自由	視聴覚 障 害	言語発達 障 害 等	重症心身 障 害	知的障害	発達障害	合 計
面 接 指 導	助 言 指 導	1	1	-	11	1,201	8	1,222
	継 続 指 導	-	-	-	-	1	1	2
	他 機 関 幹 旋	-	-	3	1	1	2	7
福祉事務所送致又は通知		1	-	-	-	3	-	4
施 設 入 所		-	-	-	-	-	-	-
障害児施設利用契約		1	-	-	10	1	-	12
そ の 他		-	-	-	1	152	-	153
合 計		3	1	3	23	1,359	11	1,400

## (3) 療育手帳・各種証明書の発行状況

療育手帳に係る判定、特別児童扶養手当認定診断書や諸証明の発行については、次のとおり取り扱っています。

療育手帳の判定は、児童及び18歳を超えての児童福祉施設措置中の者を対象としています。

各種証明書等発行件数は、特別児童扶養手当認定診断書、障害児施設入所児童の措置費重度加算のための認定書が主なものです。各種証明書は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する重度知的障害者の該当の有無に関する情報提供が主なものです。

### 療育手帳判定件数

	受付数	対応数	対 応 内 容 ( 障 害 の 程 度 )					
			㉠	A	B	C	非該当	取り下げ
新 規	544 (66)	542	34	74	100	268	2	64
再 判 定	491 (67)	488	118	125	113	110	21	1
合 計	1,035 (133)	1,030	152	199	213	378	23	65
構 成 比			14.8%	19.3%	20.7%	36.7%	2.2%	6.3%
前 年 度	1,044	1,132	153	244	227	422	22	64
増 減	-9	-102	-1	-45	-14	-44	1	1

※( )内は前年度引継ぎ分

(補足：障害の程度) ㉠：最重度、A：重度、B：中度、C：軽度

### 各種証明書等発行件数

証 明 内 容	昨 年 度	今 年 度	増 減
特児認定診断書	186	209	23
重度認定書	2	5	3
各種証明書	118	110	-8
合 計	306	324	18

### 3 非行相談

非行相談は、ぐ犯行為等相談と触法行為等相談の2種類があります。

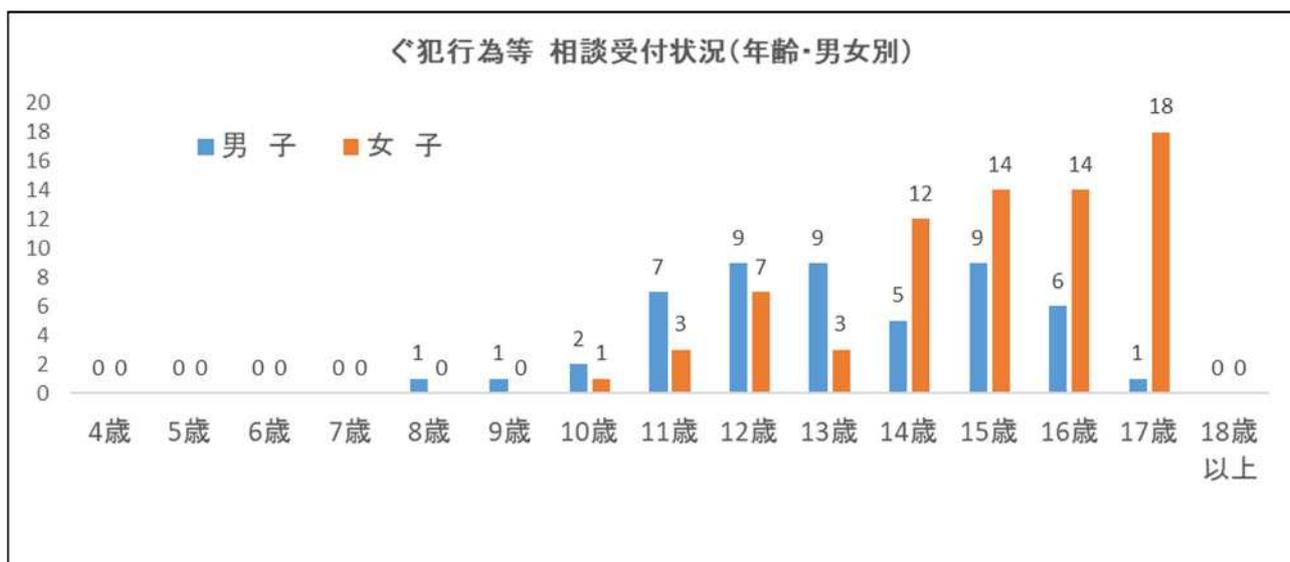
ぐ犯行為等相談は、盗癖・金品持ち出し・家出・外泊・不良交友・怠学等、犯罪のおそれのある不良行為が見られることについての相談です。警察署からぐ犯少年として通告があった児童に関する相談や、触法行為があったと思われても警察署から通告のない児童に関する相談も含まれます。

触法行為等相談とは、窃盗・恐喝・傷害等、法に触れる行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談です。また、14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談も含まれます。

#### (1) 相談理由別受付状況

##### ぐ犯行為等相談理由別状況

	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	外泊	夜遊び	持ち出し	乱暴	不良交友	不純異性交遊	怠学	性的悪戯	傷害	恐喝	喫煙飲酒	シンナー・薬物使用	窃盗	その他	合計
男子	-	-	7	-	-	23	-	1	-	1	4	-	-	1	-	7	6	50
女子	1	-	41	3	7	7	-	1	4	-	-	1	-	1	-	2	4	72
合計	1	-	48	3	7	30	-	2	4	1	4	1	-	2	-	9	10	122
構成比	0.8%	0.0%	39.3%	2.5%	5.7%	24.6%	0.0%	1.6%	3.3%	0.8%	3.3%	1%	0%	1.6%	0%	7.4%	8.2%	100%
前年度	-	-	40	9	14	19	2	1	1	-	6	2	-	2	-	8	8	112
増減	1	-	8	-6	-7	11	-2	1	3	1	-2	-1	-	-	-	1	2	10

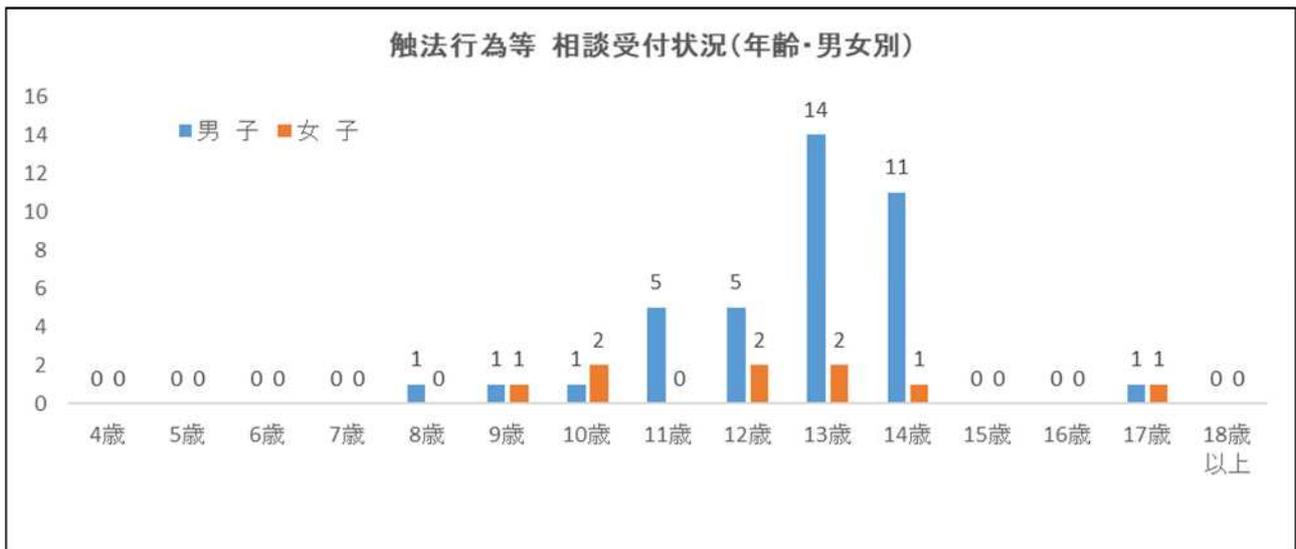


触法行為等相談理由別状況

	窃					盗					強盗	器物破損	傷害	恐喝	喫煙・飲酒	シンナー・薬物使用	わいせつ強姦	放火	その他	合計
	万引	自転車	バイク	車上狙い	忍込み	置き引き	自販機荒し	下着	その他	小計										
男子	3	6	2	-	-	2	-	-	2	15	-	1	10	-	-	-	7	1	5	39
女子	5	1	-	-	-	-	-	-	1	7	-	1	-	-	-	-	-	1	-	9
合計	8	7	2	-	-	2	-	-	3	22	-	2	10	-	-	-	7	2	5	48
構成比	16.7%	14.6%	4%	0.0%	0%	4%	0%	0%	6.3%	45.8%	0%	4.2%	20.8%	0%	0%	0%	14.6%	4%	10.4%	100%
前年度	7	3	1	-	-	-	-	2	1	14	-	1	4	-	-	-	4	1	2	26
増減	1	4	1	-	-	2	-	-2	2	8	-	1	6	-	-	-	3	1	3	22

(補足)

通告時に14歳を超えているこどもであっても、事件当時14歳未満の場合には、児童相談所へ通告されます。



(2) 相談対応状況

	面接指導			児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	家裁送致	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関斡旋						
ぐ犯行為等	92	17	9	4	2	1	-	1	126
触法行為等	25	5	7	5	1	-	-	-	43
合計	117	22	16	9	3	1	-	1	169
構成比	69.2%	13.0%	9.5%	5.3%	1.8%	0.6%	0%	0.6%	100%

#### 4 育成相談

育成相談は、こどもの人格の発達上問題となる反抗・友達と遊べない・落ち着きがない・内気・緘黙・不活発・家庭内暴力等、性格や行動上の問題を有する性格行動相談、学校・幼稚園・保育園に在籍中に登校（園）していない状態の不登校相談、進学適性・職業適性・学業不振等に関する適性相談、家庭内における幼児のしつけ・性教育・遊び等に関するしつけ相談があります。

##### (1) 相談理由別受付状況

	性格行動	不登校	適性	しつけ	合計	構成比
男子	467	27	3	30	527	63.2%
女子	256	28	1	22	307	36.8%
合計	723	55	4	52	834	100%
構成比	86.7%	6.6%	0.5%	6.2%	100%	
前年度	693	64	1	88	846	
増減	30	-9	3	-36	-12	

##### (2) 相談対応状況

		性格行動	不登校	適性	しつけ	合計	構成比
面接指導	助言指導	572	53	3	44	672	79.6%
	継続指導	119	1	1	7	128	15.2%
	他機関斡旋	22	3	-	3	28	3.3%
児童福祉司指導		8	-	-	-	8	0.9%
施設入所		-	-	-	-	-	0.0%
施設通所		1	-	-	-	1	0%
里親委託		-	-	-	-	-	0%
その他		5	2	-	-	7	0.8%
合計		727	59	4	54	844	100%
構成比		86.1%	7.0%	0.5%	6.4%	100%	

## 5 児童虐待の状況

児童虐待は、養護相談の一つに分類されます。

「児童虐待の防止等に関する法律」第2条では、身体的虐待・ネグレクト(保護の怠慢・拒否・登校禁止)・性的虐待・心理的虐待(家庭における暴力の目撃も含む)の4種類の児童虐待を定義しています。

児童虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるため、早期発見・早期対応が重要です。

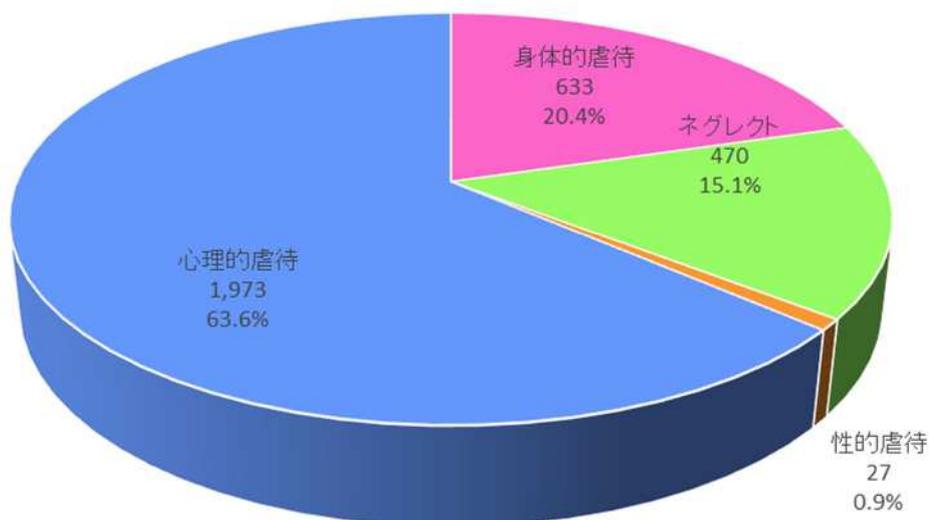
### (1) 児童虐待内容別受付件数

管轄児相	行政区	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計	構成比
北部児相	西	37	25	3	153	218	14.1%
	北	75	58	3	186	322	20.8%
	大宮	63	36	3	139	241	15.6%
	見沼	82	64	4	265	415	26.8%
	岩槻	61	51	4	237	353	22.8%
北部合計		318	234	17	980	1,549	100%
南部児相	中央	41	18	2	135	196	13.7%
	桜	47	50	0	130	227	15.9%
	浦和	61	31	2	172	266	18.6%
	南	80	62	0	286	428	29.9%
	緑	60	39	4	212	315	22.0%
南部合計		289	200	8	935	1,432	100%
その他		26	36	2	58	122	
合計		633	470	27	1,973	3,103	
構成比		20.4%	15.1%	0.9%	63.6%	100%	
前年度		694	651	54	1,921	3,320	
増減		-61	-181	-27	52	-217	

(補足)

「その他」は、管轄外・市外・不明など。

虐待内容別相談受付件数



(2) 被虐待児童年齢別受付件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計	構成比
0～3歳未満	35 (57)	71 (114)	1 (4)	426 (394)	533 (569)	17.2% (17.1%)
3～6歳未満	100 (110)	126 (162)	1 (6)	399 (396)	626 (674)	20.2% (20.3%)
小学生	254 (278)	166 (229)	13 (21)	701 (639)	1,134 (1,167)	36.5% (35.2%)
中学生	156 (142)	63 (89)	9 (13)	260 (269)	488 (513)	15.7% (15.5%)
高校生・他	88 (107)	44 (57)	3 (10)	187 (223)	322 (397)	10.4% (12.0%)
合計	633 (694)	470 (651)	27 (54)	1,973 (1,921)	3,103 (3,320)	100% (100%)

※( )は、前年度の件数

(3) 児童虐待経路別受付件数

管轄児相	行政区	家族親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校・幼稚園	教育委員会等	区市町村	その他	合計
北部児相	西	8	15	0	2	0	0	1	10	141	17	0	24	0	218
	北	17	36	5	32	1	0	4	12	168	21	2	20	4	322
	大宮	13	38	3	2	1	0	1	8	114	40	0	18	3	241
	見沼	23	62	6	8	0	0	3	14	224	39	2	29	5	415
	岩槻	22	33	2	10	0	0	2	7	226	18	0	29	4	353
北部合計		83	184	16	54	2	0	11	51	873	135	4	120	16	1,549
南部合計	中央	6	17	3	3	0	0	0	6	129	18	0	14	0	196
	桜	4	17	3	12	0	0	1	9	135	14	1	29	2	227
	浦和	15	43	2	3	0	0	3	5	156	12	0	25	2	266
	南	24	62	2	3	0	0	3	13	263	22	0	32	4	428
	緑	15	51	2	2	0	0	5	3	179	27	0	30	1	315
南部合計		64	190	12	23	0	0	12	36	862	93	1	130	9	1,432
その他		1	7	0	0	0	0	0	1	104	0	0	5	4	122
合計		148	381	28	77	2	0	23	88	1,839	228	5	255	29	3,103
構成比		4.8%	12.3%	0.9%	2.5%	0.1%	0.0%	0.7%	2.8%	59.3%	7.3%	0.2%	8.2%	0.9%	100%
前年度		194	415	29	63	8	0	42	69	1,961	268	2	238	31	3,320
増減		-46	-34	-1	14	-6	0	-19	19	-122	-40	3	17	-2	-217

(補足)

「区市町村」には各区保健センターや県児童相談所が含まれています。

(4) 虐待者別件数

内容別受付状況

	実 父	実 母	実父以外の父	実母以外の母	そ の 他	合 計
身体的虐待	288	291	34	5	15	633
ネグレクト	96	363	4	2	5	470
性的虐待	17	5	5	0	0	27
心理的虐待	1,022	851	52	5	43	1,973
合 計	1,423	1,510	95	12	63	3,103
構 成 比	45.9%	48.7%	3.1%	0.4%	2.0%	100%

年齢別受付状況

	実 父	実 母	実父以外の父	実母以外の母	そ の 他	合 計
0～3歳未満	281	240	5	0	7	533
3～6歳未満	277	322	12	0	15	626
小学生	503	558	41	8	24	1,134
中学生	220	236	19	2	11	488
高校生・他	142	154	18	2	6	322
合 計	1,423	1,510	95	12	63	3,103

(5) 相談対応状況

	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 社 会 福 祉 主 事 指 導 を 含 む )	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	そ の 他	合 計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋								
身体的虐待	509	9	21	78	0	0	0	10	4	6	637
ネグレクト	373	7	32	49	0	0	0	17	13	4	495
性的虐待	19	1	0	3	0	0	0	2	4	3	32
心理的虐待	1,532	12	58	29	0	302	0	5	8	11	1,957
合 計	2,433	29	111	159	0	302	0	34	29	24	3,121
構 成 比	78.0%	0.9%	3.6%	5.1%	0%	9.7%	0.0%	1.1%	0.9%	0.8%	100%
前 年 度	2,914	53	114	196	0	0	0	23	23	19	3,342
増 減	-481	-24	-3	-37	0	302	0	11	6	5	-221

## **IV 里親関連業務**

# 1 里親制度

里親制度は、家庭での養育に欠けるこどもに、その全人格を保護育成するための暖かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、こどもの健全な育成を図るものです。

## (1) 里親認定状況

里親の申込みがあった場合は、基礎研修と登録前研修を経て、児童相談所で訪問調査を行い、適否について十分検討し、市社会福祉審議会の意見を求めた上で登録されます。

令和5年度は、20組の里親が認定・登録されており、23組の里親の認定を取消しています。取消理由は、養子縁組成立による辞退や、生活形態の変化、転居などが主な理由となっています。令和5年度末現在で、193組の里親が登録されています。

また、里親の種類については、次の4種類に分けられています。

**養育里親**…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を養育する里親

**養子縁組里親**…養子縁組によって養親となることを希望する里親

**専門里親**…2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、養育に関し特に支援が必要な児童を養育する里親

- ・ 非行のある又は非行に結び付くおそれのある行動をする児童
- ・ 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ・ 身体、知的、精神に障がいがある児童

**親族里親**…両親等の死亡、行方不明、拘禁等の理由で保護の必要がある児童の扶養義務者の親族が当該児童を養育する里親

平成23年度から小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の登録が始まり、令和5年度末現在で、11件の事業者が登録されています。

小規模住居型児童養育事業は、こども5～6人の小規模なグループを養育者の住居において養育する、里親と施設の中間的な事業です。こども間の相互作用を活かしつつ、こどもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、こどもの自立を支援することを目的としています。

	新規認定 件数	取消件数	登録件数	内訳			ファミリーホーム
				養育里親	親族里親	専門里親	
西	3	2	12	12	0	2	1
北	1	3	27	27	0	3	3
大宮	3	4	29	29	0	1	1
見沼	2	4	25	25	0	0	0
中央	3	1	18	17	1	0	1
桜	0	0	12	12	0	2	2
浦和	1	5	22	22	0	0	0
南	4	1	22	22	0	1	2
緑	3	2	16	16	0	1	0
岩槻	0	1	10	10	0	2	1
合計	20	23	193	192	1	12	11

※市内転居により登録件数に変動あり。また、里親内訳については重複登録を含む。(R7.3 修正)

(2) 里親委託状況（ファミリーホームを含む）

里親への委託状況は、管内里親・管外里親合わせて123件でした。また、他の児童相談所から3件の里親委託を受託しています。

	措置委託数			他児童相談所からの受託数	
	管内里親	管外里親	計		
4年度末現在	118	2	120	2	
5年度	新規	40	2	42	1
	解除	35	1	36	0
	変更	3	0	3	0
5年度末現在	120	3	123	3	

(3) 里親支援事業

ア 目的

里親等への委託を推進するとともに、里親等の普及啓発を行い、こどもの福祉の増進に寄与することを目的に総合的な里親支援を実施しています。ここでは、①相談・研修・相互交流、②里親子訪問支援、③里親制度の普及促進に分けて実施状況を整理してみました。

イ 実施状況

① 相談・研修・相互交流

里親等委託調整員を1名配置し、里親家庭から委託児童や里親自身に関する養育相談に応じています。また、令和5年度は、以下の研修事業を実施しました。

子育てサロンは、委託直後サロンと子育てサロンの2種類を開催しています。委託直後サロンは、委託後1年未満の里親と未就学年齢の里子を対象としています。子育てサロンは、里子を受託している里親、受託に向け交流中の里親、児童を委託解除または交流中に不調となって1年未満の里親、児童を一時保護中の里親、養子縁組・特別養子縁組により措置解除を行った児童のいる里親を対象としています。

研修名	実施日・場所	参加者	内容
里親研修会	令和5年10月19日 子ども家庭総合センター	里親11名	・講演「安心感の輪 子育てプログラムについて」 ・講師 子ども家庭総合センター職員
	令和6年2月21日 児童自立支援施設埼玉県 埼玉学園	里親6名	・施設見学
子育てサロン ・委託直後サロン	令和5年5月から 令和6年3月まで 16回実施 子ども家庭総合センター	延べ 里親164名 里子86名	・子育て体験その他の情報交換 ・里子の行動観察 ・先輩里親の体験談 ・児童相談所からの情報提供及び助言
・子育てサロン	令和5年7月11日 令和5年12月9日 子ども家庭総合センター	延べ 里親30名	・小児科医による発達相談

② 里親子訪問支援

令和5年度は、里親や里子を支援するために以下の派遣事業を実施しました。

事業名	目的・内容	派遣回数
里親派遣支援事業	支援を必要とする里親に対し、里親としての経験や知識の豊富な者等（里親、ファミリーホーム事業者、学識経験者、施設関係者等）を派遣する。	延べ 13回 (31名派遣)
里子支援ボランティア派遣援助事業	委託又は交流中の里子に対し、大学生等のボランティアを派遣し、児童相談所長の指導監督のもとに援助を行う。	延べ 15回 (1名派遣)

③ 里親制度の普及促進

令和5年度は、里親制度の啓発を行い、里親支援の地域の輪を作ることを目的に「里親応援の集い」を里親会と共催で実施しました。また、里親登録を呼びかける取り組みとして商業施設にリーフレットの配架を依頼しました。

事業名	実施日・場所	配布数	内容
里親応援の集い	令和5年10月14日 イオンモール与野店	100部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ</li> <li>・リーフレット配布</li> <li>・パネル展示</li> <li>・里親制度DVD上映</li> </ul>
	令和5年11月12日 埼玉スタジアム2002	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦和レッズホームゲーム来場者へリーフレット及び里親制度普及啓発品を配布</li> <li>・パネル展示</li> </ul>

(4) 里親会活動状況

さいたま市里親会は、里親制度の向上発展と児童福祉の増進に寄与するため、里親の研修や里親制度の啓発、普及促進などの事業を行なっています。令和5年度における活動状況は次のとおりです。

事業名	事業内容
1 総会及び役員会	(1) 総会 令和5年5月27日 (2) 役員会 令和5年4月24日 令和5年6月16日 令和5年7月7日 令和5年9月12日 令和5年12月1日 令和6年3月19日

	(3) 設立20周年記念大会 令和5年12月10日
2 会誌発行	里親情報誌「かがやき」第21号の発行（設立20周年記念誌と合併）
3 研修事業 ※市との共催事業のため、 前ページを参照	(1) 里親研修会 (2) 研修会への協力 (3) 子育てサロン 里親会サロン 年3回実施 延べ里親16名、 ファミリーホーム4名
4 大会等への派遣	(1) 全国里親大会 令和5年10月28日～10月29日（参加者5名） (2) 関東甲信越静里親協議会 研修大会 令和5年7月16日（参加者4名） (3) ファミリーホーム全国研究大会 令和5年8月3日～8月4日（参加者1名） (4) 関東甲信越静里親協議会 代表者会議 令和5年4月15日（参加者1名） 令和5年7月15日（参加者1名） 令和5年12月9日（参加者2名）
5 交流・レクリエーション事業	(1) ファミリー旅行 令和5年7月30日（参加者56名） (2) 日帰りレクリエーション 令和5年11月12日（参加者77名） (3) スポーツ交流会（ボウリング大会） 令和6年1月20日（参加者41名）
6 あんしん子育てサポート事業	受託里親・里子全員を対象に損害賠償責任保険に加入。
7 入進学・就職児童激励事業	小学校進学児童8名、中学校進学児童6名、高校進学児童8名、大学進学児童1名、短期大学進学児童1名に祝い金を贈呈。
8 いとご育成事業	大学・専門学校への進学を希望する委託児童3名に対し受験料を助成。

## **V 一時保護業務**

## 1 一時保護実施状況

一時保護所は、児童相談所が必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護するための施設です。一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメント（必要な支援等の評価）です。

緊急保護は、棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合、虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合等に行います。

アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行います。

### (1) 一時保護の状況

一時保護委託とは、乳児、怪我治療、自傷他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合や、安全面に問題がなく学校生活など一般的な生活を送ることが可能な場合などに、他の適した機関に委託するものです。

#### 一時保護所における一時保護件数

		前年度末継続保護	保護人数				保護人数合計
			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養護	児童虐待	31	33	65	55	28	181
	その他	6	6	12	10	7	35
	障害	0	0	1	0	0	1
	非行	7	0	1	7	15	23
	育成	6	0	16	32	30	78
	保健・その他	0	0	0	0	0	0
	計	50	39	95	104	80	318
	構成比		12.3%	29.9%	32.7%	25.2%	100.0%

#### 一時保護所における一時保護解除件数

		保護解除人数						計	延日数
		児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他		
養護	児童虐待	16	30	9	0	110	26	191	10,948
	その他	6	5	2	0	16	3	32	1,454
	障害	1	0	0	0	0	0	1	4
	非行	1	1	2	1	24	1	30	1,243
	育成	3	4	2	0	59	8	76	3,202
	保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	27	40	15	1	209	38	330	16,851
	構成比	8.2%	12.1%	4.5%	0.3%	63.3%	11.5%	100.0%	
	延日数	2,203	3,995	132	117	8,090	2,314	16,851	

### 一時保護委託分

		児童数	延日数
委託人数		209	
委託解除人数	警察等	0	0
	施設	54	4,207
	里親	111	3,471
	その他	58	3,903
	計	223	11,581

### (2) 相談内容別一時保護所保護状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度
養護	児童虐待	12	16	17	19	15	20	23	7	16	7	13	16	181	210
	その他	3	5	1	4	3	2	3	4	3	3	0	4	35	43
障害相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
非行	ぐ犯行為等	3	0	5	2	1	4	0	0	3	3	1	0	22	15
	触法行為等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
育成	性格行動	3	3	3	15	7	4	10	2	10	7	5	8	77	67
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	適正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		22	24	26	40	26	30	36	13	32	21	19	29	318	338

### (3) 月別入所児童及び退所児童の状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初日在籍数		50	44	41	35	49	47	48	47	42	40	45	47	
月中	入所児童数	22	24	26	40	26	30	36	13	32	21	19	29	318
	退所児童数	28	27	32	26	28	29	37	18	34	16	17	38	330
月末在籍数		44	41	35	49	47	48	47	42	40	45	47	38	

### (4) 平均保護日数・在所日数の状況

在所期間	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8~9週	10~12週	13週	14週超	合計	平均保護日数
児童数	101	43	20	22	10	16	9	28	14	3	64	330	51.1
構成比	30.6%	13.0%	6%	6.7%	3.0%	4.8%	2.7%	8.5%	4.2%	0.9%	19.4%	100%	

(5) 一時保護所日課・年間行事

一時保護所には、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、心理職員等が配置されています。

学齢児に対しては、年齢や学力等に応じた学習指導・生活指導を行い、未就学児に対しては、保育を行っています。また、1日の日課は、おおむね次表のとおりになっています。

その他、季節に応じた、納涼会やクリスマス会、誕生会等の行事を実施しています。

		時間	6:30	7:30	8:30	9:30	10:30	12:00	13:30	15:15	15:30	16:15	18:00	19:00	21:00	21:30		
学齢児				起床	朝食	1時間目	2時間目	3時間目		4時間目	おやつ	個別日課	掃除等	入浴				
						室内遊び 戸外遊び			昼食	午睡		絵本等	入浴	室内遊び	夕食	自由時間	日記	就寝
幼児						室内遊び 戸外遊び				午睡		絵本等	入浴	室内遊び	夕食	自由遊び		就寝
		時間	6:30	7:30	8:30	9:30	10:30	12:00	13:30	15:15		16:15	18:00	19:00	20:00	21:30		

※1日の日課は、曜日や行事など状況に応じ変更しています。

※土日について学習時間はありません。

## VI その他実施事業・資料

## 1 その他事業

児童相談所の体制強化を図ることを目的として、次の事業を実施しています。  
相談業務の一環として行われており、個別に申し込みを受け付けているものではありません。

### (1) 家族支援ケースカンファレンス事業

#### ア 目的

複雑で多様な課題を持つ家庭についてケースワークを進めていく中で、対応の難しさや支援方針の迷いなどを抱えたケースワーカーのニーズに沿って、ケース情報の整理をしながらケースの再アセスメントを行いつつ、ケースワーカーのエンパワメントを目的としています。

#### イ 活動状況

##### ① 家族支援 CC

毎週1回実施予定枠(定例)を確保しており、令和5年度は年間50回のうち、39回実施しました。また、臨時で実施することもあり、令和5年度は年間16回実施しました。

件名	参加者	実施予定枠	実施回数
家族支援 CC (定例)	地区担当ケースワーカー 地区担当 SV 担当児童心理司 等	50回	39回
家族支援 CC (臨時)	同上	—	16回

##### ② 家族支援チームメンバー研修

当該事業を運営する家族支援チームの専門性の維持、向上を目的として研修を実施しています。

件名	実施日	実施回数
家族支援チームメンバー研修	令和5年5月30日 令和5年6月22日 令和5年8月1日 令和5年9月19日 令和5年10月31日 令和5年11月28日 令和6年2月1日	7回

### (2) ペアレンティング・プログラム事業

#### ア 目的

しつけのやり方について疑問を持っていたり、不安がある保護者に対して、こどもへの声掛けや関わりについて、親子の良い関係づくりを中心に、親子関係の悪循環を断ち、安定した親子関係を育めるようにすることを目的に、いくつかのペアレンティング・プログラムを、ペアレンティングチームを中心に実施しています。ペアレンティング・プログラムについては、他機関で実施され一定の効果が報告されており、育児支援、虐待予防のための活用ニ-

ズが高まっています。

## イ 活動状況

### ① コモンセンスペアレンティング・グループ講座

こどもの行動に対して、叩く、怒鳴る等の暴力的なしつけを繰り返し、虐待へとエスカレートしている保護者に対して、効果的なしつけの方法を学び、こどもの問題行動に教育的に対処できるスキルを身につけ、親子関係を良いサイクルへと変えることを目的としたグループ講座を実施しました。グループの参加者は虐待を引き起こしてしまう保護者に限らず、こどもが発達障害などの育てにくい特徴を有しているために虐待の恐れが認められたり、こどもとの関係に苦慮したりしている保護者にも拡大しています。また、里親家庭への支援の一環として、里父母へも参加を呼びかけ、グループを活用しています。令和5年度は5名のグループを1クール、個別に1ケースに実施しました。

### ② ペアレント・トレーニング

ペアレント・トレーニングは、温かみのある親子関係の形成に役立つ、効果的で具体的なこどもへの関わり方を保護者が学ぶプログラムです。元々はADHDのこどもを持つ親のためのプログラムですが、発達に課題のあるこどもを持つ保護者にも実施することが可能です。プログラムは全9回で、保護者の困り感やこどもの特性によってプログラムを組み替えながら実施できるのも特徴です。トレーナーと保護者でロールプレイをしたり、学んだことを家でこどもに実際にやってみるという宿題をやりながら、ステップを積み重ねていくようにできています。令和5年度は個別に、6ケースを実施しています。

### ③ CARE プログラム

CARE (Child-Adult Relationship Enhancement) プログラムは、こどもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができる、トラウマインフォームドな視点から生まれたペアレンティング・プログラムです。2～3回の来所でプログラムの内容を保護者に伝え、宿題として家で実践をしてきてもらいます。1日5分程度でもポイントをおさえた関わりをしていけば、関係が改善していくとされています。保護者への講座だけでなく、保護者とこどもが実際に遊ぶ場面にトレーナーが直接関わり方や声掛けの方法などをコーチングする、インルームケアの手法も使うことがあります。令和5年度は個別に17ケースを実施しています。また、児童相談所職員が保護者への対応の一助となるように、児童相談所の新任・新人職員21名にCAREワークショップを実施しました。

### ④ PCIT

PCIT (Parent-Child Interaction Therapy) は、こどものこころや行動の問題や育児に悩む養育者に対し、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかける遊戯療法(プレイセラピー)と行動療法に基づいた心理療法です。週1回から2週間に1回、半年程度来所してもらい、実際に養育者とこどもが遊んでいる場面をセラピストが別室で見ながら、母にイヤホンを通してこどもへの関わり方のコーチや肯定的なフィードバックをしていきます。乳幼児を里子として迎える里親家庭にも実施しています。令和5年度は個別に、9ケースを実施しています。

### (3) 被害確認面接強化事業

#### ア 目的

当所では、児童虐待ケースの調査の為に、被害の確認を行うための専門的な面接を積極的に実施・活用しています。

この面接は、児童に合わせた臨機応変な対応が求められる為、高度な専門性が必要となります。当所では専門的な研修を修了した職員がこの面接に当たっていますが、年少の児童や、発達の遅れ、精神的な混乱が大きい等の課題がある児童の場合は、さらに多くの配慮や工夫が必要となり、非常に対応が難しくなります。

本事業はこれらの課題への対応として、被害の確認を行うための専門的な面接についての豊富な知識と数多くの面接実績を持つ外部専門家に協議を依頼することを目的としています。

#### イ 活動状況

令和5年度においては、外部のスーパーバイザーにお越しいただき、被害確認面接のグループスーパービジョン（被害確認面接の映像を見ながら、スーパービジョンを受ける）を4回実施しました。

### (4) ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業

#### ア 目的

不登校等の社会不適応を示すこどもを対象に、兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する者をメンタルフレンドとして、社会性向上等のための援助を行うことによりそのこどもの福祉の増進を図ることを目的としています。

主に個別指導での関りを行っています。

#### イ 登録状況・活動状況

メンタルフレンドの登録者数は、令和5年度末現在で11名です。内訳は、男性5名、女性6名となっています。令和5年度は、延べ4回の援助活動を行いました。

### (5) 里親子グループ事業（ぱれっとぼけっと）

#### ア 目的

感情調整や表出を苦手とするこどもと、その里親を対象として実施するグループアプローチです。虐待等の影響を受け、様々な困難や課題を抱えるこどもたちと、そのこどもを養育する親が、健康的な情緒的発達のプロセスを辿れるように、メンタライジングの視点を取り入れた活動に参加することにより、その発達を促し、関係性の回復力を高めることを目的としています。

#### イ 実施状況

7組の里親子を対象に、年14回の定期的なグループ活動と外出行事および屋内行事を行いました。また、外部のスーパーバイザーにきていただき、年10回のスーパービジョンを実施しました。

## (6) 主任児童委員座談会事業

### ア 目的

児童虐待防止等に関するきめ細かな対応を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対して専門研修を行い、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に関する広報・啓発を行うことにより、こどもの福祉の向上に寄与することを目的とします。

### イ 実施状況

令和5年度は、主任児童委員を対象に児童虐待相談に関するさいたま市を取り巻く状況及び虐待通告後の流れについての研修を行うとともに、地区担当ケースワーカーとの座談会を各区1回、計10回実施しました。

開催日	会場	参加者	内容
令和5年10月～ 令和6年1月	各区役所内 会議室等	各区民生委員・ 児童委員及び 主任児童委員	・児童虐待に関する現状について ・事例紹介および地域の様子について ・地区担当ケースワーカーとの座談会

## (7) 24時間虐待通告電話相談事業

### ア 目的

児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じられる体制を平成17年6月から実施しています。

### イ 実施状況

令和5年度の通告相談につきましては、1,196件の連絡がありました。その内児童虐待通告が328件、一般相談が868件でした。

	8:30～18:00 (休日)	18:00～24:00 (平日・休日)	0:00～8:30 (平日・休日)	計
虐待通告	93	185	50	328
一般相談	276	438	154	868
計	369	623	204	1196

### 24時間虐待通告電話 048-711-6824

(全国共通ダイヤル 189)

この虐待通告電話は24時間・年中無休体制で児童虐待に関する通告・相談に応じています。児童相談所の通常勤務時間帯は、自動的に児童相談所の相談電話に転送されます。児童虐待通告電話は夜間休日の児童虐待通告受理を12名の専門電話相談員が行い、必要に応じて児童相談所の当番職員につながります。緊急を要する場合は児童相談所職員が対応します。

また、児童相談所の全国共通ダイヤルが平成27年7月から3ケタ化されたことに伴い、

189番での入電についても24時間虐待通告電話に通電され、同様に対応しています。

なお、児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783）についても、日中は児童相談所に、夜間・休日は24時間虐待通告電話に繋がります。

## （8）児童相談法的対応強化事業

### ア 目的

急増する児童虐待相談や法律相談に対する相談体制の強化を図り、適切な助言や指導等を行うことにより、こどもの福祉の増進を図ることを目的とします。

### イ 実施状況

令和5年4月から令和6年3月にかけて弁護士による個別法律相談を45回（内、定時相談21回、随時相談24回）実施し、延べ226件について専門的な助言、指導を得ました。

## （9）実習生受入事業

### ア 目的

児童相談業務の現場に触れ、その社会的役割と機能について理解を深めることを目的とし、将来児童福祉分野に就職を希望する、4年制大学社会福祉関係学部、厚生労働大臣が指定する児童福祉司、児童福祉施設職員養成施設に在籍している者であることを条件として、実習生の受け入れを実施しています。

また、一時保護所においては、保育業務の現場に触れ、その社会的役割と機能について理解を深めることを目的とし、将来保育士としての就職を希望する、短期大学及び4年制大学の保育士専攻コース及び保育士専門学校に在籍している者であることを条件として、実習生の受け入れを実施しています。

### イ 実施状況

#### ①児童相談所実習

令和5年度は、令和5年8月と9月の2期に分けて、3大学、1養成施設から計5名の実習生を受け入れました。

#### ②一時保護所実習

令和5年度は、令和5年6月から令和6年2月までの間に、3大学、1専門学校から、計5名の実習生を受け入れました。

## （10）親と子どもの悩み事相談@埼玉

親が抱える子育ての不安や親子関係などの悩み、こどもの家庭からの虐待に関する相談などをスマートフォンのアプリ・LINEでどこからでも無料で相談できます。

※相談内容について緊急性があると判断した場合は、ご相談いただいた方やご家族の安全確保のため、最寄りの児童相談所や警察などに連絡し、相談を行うことがあります。

### 相談受付時間

- ・月曜～金曜：午前9時～午後9時
- ・土、日、祝日：午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

## 2 研修実施状況・講師派遣状況

### (1) 研修実施状況

職員の資質・専門性の向上を図る機会として、各種の研修に参加・開催しています。

#### ア 埼玉県児童相談所主催の研修

研修名	日程	主催
令和5年度チャレンジ学習会	令和5年6月19日	中央児童相談所
性的虐待対応ガイドライン研修	令和5年6月21日	中央児童相談所
性的虐待対応ケースマネジメント研修	令和5年7月4日	越谷児童相談所
N I C H D 応用研修	令和5年10月11日	越谷児童相談所
被害確認面接バックスタッフ研修	令和5年10月11日	越谷児童相談所
性的虐待対応初期調査研修	令和5年10月18日	中央児童相談所

#### イ 外部専門機関主催の研修（派遣研修）

研修名	日程	主催
児童福祉司任用前研修	令和5年5月18日	特別区職員研修所
小寺精神分析的セラピーケースセミナー	令和5年5月20日	小寺記念精神分析研究財団
指導教育担当児童福祉司任用前研修	令和5年5月30日	子どもの虹
社会福祉士実習指導者講習会	令和5年6月10日	埼玉県立大学
児童虐待対応保健職員指導者研修	令和5年6月28日	子どもの虹
日本子ども虐待医学会学術集会	令和5年7月1日	日本子ども虐待医学会
サインズオブセーフティアプローチ基礎研修	令和5年7月15日	サインズ+
子どものPTSDのアセスメント、TF-CBT Introductory Training	令和5年7月20日	兵庫県こころのケアセンター
教育・福祉虐待対応職員合同研修	令和5年8月10日	子どもの虹
「ペアレントトレーニング」リーダー養成講習会	令和5年8月22日	心身障害児総合医療療育センター
児童相談所一時保護所職員スーパーバイザー研修	令和5年8月23日	武蔵野学院
ブリーフセラピスト養成講座 プログラムⅡ,Ⅲ	令和5年8月26日	日本ブリーフセラピー協会

児童心理司指導者研修	令和5年8月31日	子どもの虹
日本心理臨床学会	令和5年9月1日	日本心理臨床学会
虐待が起こった家族の理解と支援	令和5年9月10日	日本家族心理学会
司法面接（プロトコル）研修	令和5年9月14日	チャイルドファーストジャパン
児童福祉司スーパーバイザーアドバンスコース	令和5年9月21日	子どもの虹
拡大司法面接研修	令和5年10月5日	チャイルドファーストジャパン
児童福祉司任用後研修	令和5年10月6日	特別区職員研修所
児童相談所一時保護職員実務者研修	令和5年10月16日	武蔵野学院
児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	令和5年10月19日	西日本こども研修センターあかし
PTSD 対策専門研修	令和5年10月20日	国立精神・神経医療研究センター
児童福祉司資格認定通信課程スクリーニング	令和5年10月27日	中央福祉学院
国の施策・取り組みを踏まえて乳児院の機能強化	令和5年11月4日	埼玉県乳児院連絡協議会
臨床心理講座「ヤングケアラーを含む不登校の理解と支援」	令和5年11月11日	日本臨床心理士会
日本児童青年精神医学会総会	令和5年11月14日	日本児童青年精神医学会
心の臨床・専門講座 パーソナリティ・アセスメント 入門	令和5年11月22日	明治安田こころの健康財団
日本子ども虐待防止学会 滋賀大会	令和5年11月25日	日本子ども虐待防止学会
児童相談所関連研修（司法面接）	令和5年11月27日	特別区職員研修所
CARE ファシリテータートレーニング	令和5年12月10日	CARE ジャパン
子どもへの暴力防止のための基礎講座	令和5年12月22日	CAP センター・ジャパン
全国児童心理司会主催研修会「児童心理司としての戸惑いと学び」	令和5年12月26日	全国児童心理司会
市区町村虐待対応指導者研修	令和6年2月1日	子どもの虹
サインズオブセーフティギャザリング	令和6年2月24日	サインズ+
テーマ別研修「子どもの“声”を聴く」	令和6年3月7日	子どもの虹

※複数の日程で参加した研修は、最も早い参加日のみ日程欄に記載しています。

#### ウ 当所主催の研修

児童虐待に対応する区職員及び児童相談所職員の専門性の向上に資するため、平成20年度から、児童相談所主催による市内各区の児童相談関係機関向けの研修を開催しています。

日程	内容	場所
令和5年7月10日	・児童相談所概要・児童虐待の現状 ・児童相談所の相談業務・虐待対応の流れ	子ども家庭総合センター
令和5年7月18日	・児童相談所一時保護所について ・通告・受理・調査のロールプレイ	子ども家庭総合センター
令和5年8月14日	・面接の基礎とソリューション・フォーカスト・アプローチ ・なぜ虐待を防ぐのか・リスクアセスメント ・サインズ・オブ・セーフティ	子ども家庭総合センター
令和5年8月31日	・虐待予防・母子支援 ・児童精神医学 ・児童相談所三会議について	子ども家庭総合センター
令和5年9月～12月	・児童相談所の三会議見学	子ども家庭総合センター

#### エ 児童相談所所内研修

児童相談所職員全体の専門性を強化し、虐待相談等の複雑困難で高度な専門性を要する相談に対して、各職員が適切に応じることができるようになることを目的とし、専門研修を実施しました。

研修名	実施日	対象等	講師
児童心理司育成専門技術研修 トラウマケアSV	令和5年5月11日	児童相談所職員	竹内 伸 氏 (おかのうえ子ども心のクリニック)
児童心理司育成専門技術研修 TF-CBTフォローアップSV	令和5年5月18日	児童相談所職員	亀岡 智美 氏 (兵庫県こころのケアセンター副センター長)
サインズオブセーフティ 入門研修	令和5年5月22日	児童福祉業務に携わるさいたま市職員	児童相談所職員
アセスメント・プランニング研修	令和5年6月9日	児童福祉業務に携わるさいたま市職員	児童相談所職員
一時保護所SV研修	令和5年6月23日	児童相談所職員	鬼澤 平隆 氏 (埼玉県社会福祉士会)

子どもの心理支援とメンタライジング	令和5年7月21日	児童相談所職員	菊池 裕義 氏 (駒木野病院) 佐藤 佳子 氏 (醍醐病院) 田口 春佳 氏 (塔山小学校) 山本 文 氏 菊池 佳子 氏
コモンセンスペアレンティンググループSV	令和5年7月26日	児童相談所職員	堀 健一 氏 (BOYSTOWN 公認 CSP プログラム管理者) 田熊 恭子 (一般社団法人おやけん 理事)
被害確認面接グループSV	令和5年8月1日	児童相談所職員	山田 不二子 氏 (認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン)
構造的解離とパーツアプローチ	令和5年9月4日	児童相談所職員	浅井 咲子 氏 (ART of Therapy 代表)
一時保護所におけるペアレント・トレーニングの活用	令和5年9月8日	児童相談所職員	長瀬 美香 氏 (心身障害児総合医療療育センター小児科)
離婚を経験する親子への心理支援について	令和5年9月11日	児童相談所職員等	福丸 由佳 氏 (白梅学園大学学部長)
普通の相談 現場知を生かした心理的援助	令和5年9月21日	児童相談所職員	東畑 開人 氏 (合同会社 S T C 代表)
もしかして「性被害かも」と思ったら～子どもの性被害の理解と支援～	令和5年9月29日	児童相談所職員等	児童相談所職員
WISC-V 研修	令和5年10月2日	児童相談所職員	大六 一志 氏 (日本臨床発達心理士会茨城支部 支部長)
子どもの自殺関連行動の理解と対応について	令和5年10月5日	児童相談所職員	末木 新 氏 (和光大学 教授)
メンタライジングについて	令和5年10月10日	児童相談所職員	西村 馨 氏 (国際基督教大学 教授)
児童相談所における性的虐待およびDV 家庭の理解と支援	令和5年10月16日	児童相談所職員等	尾崎 弘美 氏 (パープルネットさいたま)
性加害児童の理解と支援	令和5年11月9日	児童相談所職員等	藤岡 淳子 氏 (もふもふネット代表)
緊急対応を含む対人援助におけるジレンマと対応	令和5年11月20日	児童相談所職員	こころの健康センター職員
非行少年に対する保護者支援研修	令和5年12月5日	児童相談所職員	熊谷 渉 氏 (さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官)

ネット・ゲーム依存の予防 と対応について	令和5年12月8日	児童相談所職員 等	治徳 大介 氏 (東京医科歯科大学大学院医歯学 総合研究科 准教授)
第三者評価実施事業研修	令和5年12月22日	児童相談所職員	安部 計彦 氏 (日本児童相談業務評価機関代表 理事)
虐待の影響により、興奮し やすい、指導が難しい子ど もの理解と支援	令和6年1月30日	児童相談所職員	市原 眞記 氏 (静岡県東部健康福祉センター相 談部長兼東部児童相談所所長)
意見表明等支援事業研修	令和6年3月1日	児童相談所職員	藤岡 孝志 氏 (日本社会事業大学名誉教授)

※複数の日程で実施した研修は、最も早い実施日のみ日程欄に記載しています。

## (2) 講師派遣状況

児童虐待を始めとするこどもに関する問題について、市内各団体等からの依頼により職員を講師(助言者)として派遣しました。

派遣日	対象	派遣先	テーマ
令和5年5月29日	民生委員	見沼区役所	さいたま市の児童虐待の現状
令和5年6月13日	少年指導委員	埼玉しごとセ ンター	児童相談所の業務内容
令和5年6月26日	板橋区児童相談所職員	板橋区子ども 家庭総合支援 センター	サインズオブセーフティー概論
令和5年6月27日	家庭裁判所調査官補	子ども家庭総 合センター	児童相談所の業務内容
令和5年7月25日	特別支援教育コーディネ ーター	子ども家庭総 合センター	心理相談係と家庭支援係の事業説明
令和5年7月31日	新規採用養護教諭	さいたま市 職員研修セン ター	児童虐待の発見と対応について
令和5年9月20日	民生委員	浦和コミュニ ティセンター	児童相談所の業務内容
令和5年10月19 日	さいたま少年鑑別所職員	さいたま少年 鑑別所	児童虐待の現状と対応
令和5年11月6日	鎌倉三浦地域児童相談所 職員等	鎌倉三浦地域 児童相談所	サインズオブセーフティー概論

令和5年11月10日	ひまわり学園、さくら草職員	療育センター さくら草	児童虐待対応について
令和5年11月13日	障害福祉サービスに携わる事業所職員等	中央区役所	児童虐待対応について
令和5年11月30日	民設放課後児童クラブ支援員	プラザノース	児童虐待の早期発見について
令和5年12月7日	淑徳与野中等高等学校職員	淑徳与野中等 高等学校	対応の困難な生徒への声掛けの方法・ リスク評価
令和6年1月23日	障害児通所支援施設職員等	浦和区保健センター	児童相談所の機能と役割
令和6年1月31日	民生委員	武蔵浦和コミュニティセンター	さいたま市の児童虐待の現状

※複数の日程で派遣した研修は、最も早い派遣日のみ日程欄に記載しています。

### 3 資料

#### (1) 過去5年間の相談種別受付件数

		養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害相談	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
31年度		3,267	345	3	11	1	2	27	1,104	14	90	35	435	71	2	68	803	6,278
R2年度	北部児童相談所	1,724	225	2	6	2	2	7	388	8	51	9	259	26	2	50	476	3,237
	南部児童相談所	1,493	170	1	2	0	1	6	378	2	47	18	276	40	1	47	305	2,787
R3年度	北部児童相談所	1,726	211	2	8	1	0	5	824	2	35	14	271	19	3	52	425	3,598
	南部児童相談所	1,501	162	1	0	0	0	12	792	2	40	13	312	27	1	45	421	3,329
R4年度	北部児童相談所	1,718	229	4	0	0	1	9	732	6	46	15	322	22	0	37	324	3,465
	南部児童相談所	1,602	193	7	3	0	0	23	611	4	66	11	371	42	1	51	453	3,438
R5年度	北部児童相談所	1,620	217	2	2	1	1	6	727	5	67	26	324	28	1	15	498	3,540
	南部児童相談所	1,483	288	4	1	0	2	14	631	6	55	22	399	27	3	37	578	3,550

#### (2) 過去5年間の相談対応別件数

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター・指導委託	市町村送致	福祉・事務	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	へ障害児利用施設等	その他の	計
		助言指導	継続指導	その他							入所	通所						
31年度		5,330	135	204	234	0	0	0	31	0	49	0	0	46	0	5	372	6,406
R2年度	北部児童相談所	2,713	81	96	111	0	0	15	17	0	23	1	0	30	0	2	193	3,282
	南部児童相談所	2,279	65	91	87	0	0	0	25	0	31	1	0	8	0	2	172	2,761
R3年度	北部児童相談所	2,943	100	116	103	0	0	76	13	0	30	1	0	22	0	15	164	3,583
	南部児童相談所	2,728	91	66	96	0	0	73	7	0	29	3	0	20	0	8	181	3,302
R4年度	北部児童相談所	2,946	78	91	143	0	0	0	4	2	26	1	0	21	1	4	120	3,437
	南部児童相談所	2,945	109	100	110	0	0	0	4	0	16	0	0	17	0	3	169	3,473
R5年度	北部児童相談所	2,824	70	111	110	0	0	162	1	0	27	0	0	21	0	3	230	3,559
	南部児童相談所	2,810	132	72	81	0	0	140	4	0	25	3	0	20	0	9	254	3,550

(3) 過去5年間の虐待相談内容別受付件数

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	登校禁止	棄児	置き去り児童	計
31年度		658	43	2,016	545	5	0	0	3,267
R2年度	北部児童相談所	373	11	1,049	290	1	0	0	1,724
	南部児童相談所	331	12	934	216	0	0	0	1,493
R3年度	北部児童相談所	324	14	1,077	311	0	0	0	1,726
	南部児童相談所	316	16	936	230	2	0	1	1,501
R4年度	北部児童相談所	367	22	991	337	1	0	0	1,718
	南部児童相談所	327	32	930	309	4	0	0	1,602
R5年度	北部児童相談所	332	19	1,014	254	0	0	1	1,620
	南部児童相談所	301	8	959	214	1	0	0	1,483

(4) 過去5年間の虐待相談経路別受付件数

		家族・ 親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員 員	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察	学 校 等	そ の 他	計
31年度		166	542	27	64	6	2	34	41	1,913	293	179	3,267
R2年度	北部児童相談所	92	266	7	27	0	2	13	27	1,023	143	124	1,724
	南部児童相談所	97	296	9	33	3	2	10	20	807	114	102	1,493
R3年度	北部児童相談所	96	266	11	33	3	2	30	53	989	143	100	1,726
	南部児童相談所	120	254	23	31	0	0	19	32	767	138	117	1,501
R4年度	北部児童相談所	106	164	12	32	7	0	24	40	1,053	146	134	1,718
	南部児童相談所	88	251	17	31	1	0	18	29	908	124	135	1,602
R5年度	北部児童相談所	84	187	16	54	2	0	11	51	935	139	141	1,620
	南部児童相談所	64	194	12	23	0	0	12	37	904	94	143	1,483

(5) 虐待相談対応件数

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	市町村送致	社会福祉主事指導を含む (福祉事務所送致又は通知 知的障害者福祉司指導・ 福祉主事指導を含む)	児童福祉施設入所	里親委託	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関斡旋								
北部児童相談所	身体的虐待	265	4	13	42	0	0	0	8	2	2	336
	ネグレクト	204	2	21	32	0	0	0	5	6	1	271
	性的虐待	16	0	0	2	0	0	0	1	1	2	22
	心理的虐待	788	6	33	18	0	162	0	2	6	1	1,016
	合計	1,273	12	67	94	0	162	0	16	15	6	1,645
南部児童相談所	身体的虐待	244	5	8	36	0	0	0	2	2	4	301
	ネグレクト	169	5	11	17	0	0	0	12	7	3	224
	性的虐待	3	1	0	1	0	0	0	1	3	1	10
	心理的虐待	744	6	25	11	0	140	0	3	2	10	941
	合計	1,160	17	44	65	0	140	0	18	14	18	1,476

(6) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等状況

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	3351	309	14	533	705	1248	194	79	2376	0	98	2242	4586	121
(再掲)児童虐待	1881	5	13	313	65	27	67	35	725	0	56	1257	2707	77
(再掲)非行	220	0	0	30	15	0	24	5	113	0	0	153	255	1
保護者	13229	1	0	0	0	0	0	0	1793	0	52	336	4386	83
(再掲)児童虐待	7655	1	0	0	0	0	0	0	288	0	22	151	2466	55
(再掲)非行	505	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	35	249	0
その他	20914	10	0	0	0	0	0	0	891	0	11	338	2788	184
(再掲)児童虐待	13109	9	0	0	0	0	0	0	443	0	11	228	1796	116
(再掲)非行	537	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	8	55	3
計	37494	320	14	533	705	1248	194	79	5060	0	161	2916	11760	388
(再掲)児童虐待	22645	15	13	313	65	27	67	35	1456	0	89	1636	6969	248
(再掲)非行	1262	0	0	30	15	0	24	5	202	0	0	196	559	4